

取引説明書（LION FX / LION BO 個人のお客様用） 対比表

平成 24 年 11 月 12 日
(赤字部分は追加箇所)

現 行	変 更 後
<p>「LION FX」</p> <p>34. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>「LION FX」</p> <p>34. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、<u>復興特別所得税が所得税額×2.1%</u>、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p><u>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</u></p>
<p>「LION BO」</p> <p>30. 税金</p> <p>個人のお客様が行ったオプション取引で発生した益金は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の条件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>当社は、法令に基づきお客様にオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p>	<p>「LION BO」</p> <p>30. 税金</p> <p>個人のお客様が行ったオプション取引で発生した益金は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、<u>復興特別所得税が所得税額×2.1%</u>、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の条件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。</p> <p>当社は、法令に基づきお客様にオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ</p>

現 行	変 更 後
詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。	せ下さい。 <u>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。</u>
平成 24 年 9 月 24 日現在	平成 24 年 11 月 19 日現在